

松本クリーンセンター搬入許可申請書などの手続きについて

松塩地区広域施設組合
松本クリーンセンター

一般廃棄物収集運搬許可業者の方が松本クリーンセンターへごみを搬入する際は、下記要領に従い各種許可の申請手続きをお願いいたします。

1 搬入許可申請（搬入許可の新規・更新）手続きについて

(1) ごみの搬入許可を申請する下記書類等に必要事項を記入のうえ、松塩地区広域施設組合へ提出して下さい。

ア 松本クリーンセンター搬入許可申請書

※添付書類：市村への一般廃棄物収集運搬業許可申請書の写し（**受付印のあるもの**）及び登録車両の車検証の写し（**後日、市村の一般廃棄物収集運搬業許可証及び委託契約書の写しを受領後速やかに提出して下さい。**）

イ 計量カードの申請書

※車両番号・計量カード欄の記入について登録車両が2台以上の場合は、別紙に登録車両番号を記入し必要な**ごみ種に○**をして添付して下さい。

（**カードNo.の欄は記入しないで下さい。**）

(2) 計量カードの貸与をします。

(3) 組合より、松本クリーンセンター搬入許可証を交付します。

2 その他の申請書類について

(1) 施設利用許可等（変更・追加・臨時・取消）申請書

・施設利用に関する申請内容等に変更が生じた場合は、速やかに提出して下さい。（**市村への申請書（受付印のあるもの）・車検証の写しを添付**）

(2) 計量カード（新規・追加・臨時・返却）申請書

・計量カードの新規申請及び、施設利用に関する申請内容等に変更が生じた場合は、速やかに提出して下さい。

(3) 紛失届

・貸与されている計量カードを紛失した場合は、速やかに提出して下さい。

3 注意事項

(1) 廃掃法及び市町村の許可条件、組合の搬入条件を厳守して下さい。違反した場合は、搬入許可を取り消します。

(2) 年に数回車両の抜き打ち検査を行います。